

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は合計350万人以上と推定され、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」には、国の法的責任が明記されています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の対象は、インターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されているため、これらに該当しない肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされています。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認

定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月26日

鹿児島県南さつま市議会

内閣官房長官	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
法務大臣	松島みどり	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿